

# 京師帝國大學經濟學會 經濟論叢

第一號 第四十五卷

昭和二十二年七月一日發行

## 論叢

人口政策に就いて……………文學博士 高田保馬

農作物の收穫保險に就いて……………經濟學博士 八木芳之助

現代變革期に於ける日本國民經濟學の意義……………經濟學博士 石川興二

## 時論

統制經濟と農山漁村對策……………經濟學博士 蜷川虎三

## 研究

ハロツドの景氣循環論……………經濟學士 飯田藤次

普通銀行の支拂準備金……………經濟學士 上野淳一

## 說苑

安民主義的統制の必然……………經濟學士 大塚一期

取引税の一論據……………經濟學士 柏井象雄

會計學に於ける財産及び資本……………經濟學士 尾上忠雄

建築統計……………經濟學博士 汐見三郎

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

## 取引税の一論據

——フリツケのカルテル税案——

柏井象雄

### 一 はしがき

課税技術の簡単な點と收入の豊富な點に於て取引税（賣上税）は勝れた長所を持つてゐる。かゝる長所を持つておればこそ取引税は現在世界の殆どすべての國に於て採用され、夫々の財政に貢獻してゐるのである。重要諸國の中で取引税を採らないものは日本英國及び米國の三ヶ國に過ぎない状態である。然し乍ら米國に於て

は已に早くより州税としての取引税が存してゐた。我國に於ても廣田内閣の下に於て非常時財源の一として取引税が採用せられ様とした。此等の事實はすべて最近の財政事情の下に於て取引税の缺く可からざるものである事、従つて又近代的税制に於ける取引税の不動の地位を物語るものである。

然るに取引税に對してはその社會的乃至經濟的影響を理由とする極めて強硬な反對論が存してゐる。我國に於て非常時財源として取引税が主張せられた時、之に對する反對論者の理由とした所も此等の點であつた。

然し乍らフリツケに於ては取引税が新なる立場から見直される。彼は國民經濟の構造を問題とし、取引税の一形態としてのカルテル税を將來に於ける税制の軸とすべしと主張するのである。<sup>1)</sup>勿論彼の提案は獨逸の國民經濟を基礎として主張するものであり、従つて彼の主張するカルテル税案は税制改革に關するナチスへの進言である。然し從來所謂課税の四原則を通じて

眺められてゐた租税を、一應新しい立場から根據づけ様とする點に於て興味あるものである。

## 二 二つの經濟領域

財政活動の擴大に伴つて財政と國民經濟の關係は益々緊密さを加へてゐる。財政と國民經濟を結びつける國家收入と國家經費の二つの導管は益々太まり、此の二つの導管を通じて財政と國民經濟は一層強固に結びつけられてゐる。かゝる事實に直面して財政々策は今や孤立的な所謂固有の財政々策の領域に止るを得ぬ事となつた。財政々策のすべてに對して國民經濟に關するより廣汎な考慮が要求せられてゐる。若し現實の國民經濟を無視する財政々策が樹立せられるならば、かゝる政策は國家的見地より見て決して當を得たものではなく、國民經濟の繁榮乃至發展に對してもむしろ弊害を與へるであらう。<sup>2)</sup>

かくてフリツケの提案に於ては先づ租税と國民經濟の關係が重視せられる。即租税と國民經濟の構造との

1) K. Fricke; Die Kartellsteuer (Umsatzsteuer) als Grundlage der Finanzreform (Finanzarchiv N. F. Bd. 3. 1935 SS. 131-165)  
2) R. Fricke; Finanzwirtschaft und Geschichte (Finanzarchiv N. F. Bd. 4. 1936 SS. 342-363)

關係を問題とし、彼のカルテル税案の出發點とする。彼に依れば國民經濟は、カルテルを組織し獨占的な地位を享受する企業所謂カルテル經濟の領域と、自由競争に曝されつゝ經濟活動を營む企業所謂競争經濟の領域に依つて構成せられてゐる。兩者は全く異なる條件の下に於て國民經濟の發展に貢獻し、國民の經濟的需要の充足に當つてゐる。或る種の生産物例へば大量にしかも廉價に供給すべき生産物については生産過程の統一或は資本利用の調整等の點よりしてカルテル經濟が必要である。然し企業家の技能を特に必要とする生産物についてはむしろ競争經濟が適してゐる。然して此の二つの經濟領域が最も適當な程度に於て交錯し、夫々順調に發展を續けてゐる時、國家乃至國民の經濟的需要は最も合理的に充足せられる。二つの經濟領域の何れか一方が過度に進出するとしても、或は何れか一方の發展が阻止せられるとしても、國家乃至國民の需要の合理的な充足が歪められる。のみならず國民經濟全體としても生産力の配分にロスが生ずる。

従つて租税制度を樹立するに當つては先づ國民經濟の構造を考慮しつゝ、カルテル經濟と競争經濟の調和を維持し得べきものを求めなければならぬのである。もしかゝる點を無視して租税を採用するとすれば國民經濟の發展は停止し、更に國民經濟の最大の職分たる國民の經濟的需要の充足を達し得ざるに至る。

かゝる觀點に立つフリツケは、その目的を達し得べきものとして取引税の一形態としてのカルテル税を提案するのである。

### 三 カルテル經濟の進出

#### — カルテル經濟に對する特別課税

フリツケに依れば前述の如く現實の國民經濟はカルテル經濟と競争經濟に依つて構成せられてゐる。兩者の適當な併立に依つて國民の經濟的需要は最も合理的に充足せられるのである。然るにフリツケの云ふ所に従へばカルテル經濟はその強力なる獨占力を利用し有利なる價格政策に依つて、競争の危險に曝された競争

經濟を犠牲とし乍ら膨大な利潤を擧げてゐる。所謂カルテル利潤と稱せられるものである。カルテル經濟に於ける膨大な利潤に促されて各産業部門にカルテルが組織され、その領域の擴大と共に競争經濟の領域が益々狹められ様としてゐる。此の結果國民經濟に於ては最も合理的な二つの經濟領域の調和が破壊されんとしてゐるのである。

かくてフリツケはカルテル經濟領域の擴大を阻止する手段として租税を擇び、カルテル經濟に對して特別課税を爲さんとするのである。

カルテル經濟の進出を阻止すべき特別課税の方法としては、カルテル經濟に於ける膨大な利潤を捕捉すべきものとして一應高率の所得税が考慮せられる。然し乍らフリツケに依れば所得税は次の如き理由に基いて適當なものと認められない<sup>3)</sup>。

(1) 所得税は所得乃至利潤が國民經濟的給付に對する報酬 (volkswirtschaftlicher Leistungslohn) としての性質を持つた時に於ては適當なものであつた。従つて現

在に於ても競争經濟領域に於ては適當なものであるかも知れない。然し乍らカクテル經濟に於て擧げられる利潤は、カルテルと云ふ獨占的地位の故に得られるのであり特殊利潤と云ふべきである。已に國民經濟的給付に對する報酬としての性質は失はれてゐる。かゝる特殊な利潤を捕へる可きものとしては所得税は已にその效力を失つてゐる。

(2) 現在に於ける企業の經營規模の擴大は著しいものがある。經營規模の擴張と共に固定資本は益々重要な役割を演ずるに至つた。固定資本の利用が増加するに従つてその原價計算は愈々困難となり、之に伴つて所得税の課税標準も正確に求め得ない事になる。

(3) 従來の如く多數の企業が併立してゐた當時に於ては、夫々を比較する事に依つて或程度迄正確に所得乃至利潤を類推する事が出来た。然るにや今や企業合同等の結果その比較類推さへ困難となつてゐる。

かゝる理由を掲げて更に彼は、所得税が現在の國民經濟を基礎とする限りかゝる幾多の缺點を有するに拘

3) R. Fricke; Die Problematik der direkten Einkommensbesteuerung als Grundlage künftiger Finanzreform (Einzelnachricht N. F. Bd. 2. 1934 SS. 398-409)

らず、尙所得税を採用せんとするものがあれば、夫は現實の變化に追隨し得ない者であると云はなければならぬと主張するのである。

かくてフリツケは所得税の採用を排斥し、むしろ商品の送状を基礎とする課税技術上最も簡單な取引税を擇んで、之をカルテル經濟に對する特別課税の方法とする。そしてカルテル税と名付けるのである。

此の場合に彼はカルテル經濟に對する特別課税に依つて、國民經濟の構造に關する合理的調和を保ち得るのみならず、社會的正義乃至財政的要求をもよく果し得ると主張する。

#### 四 カルテル税の構造

然し乍ら等しくカルテルと云ふもその性質に従つて夫々カルテル税に對する抵抗力を異にする筈である。

抵抗力を異にするに従つてカルテル税の課せられた場合に於ける影響も自然異つてくる譯である。

然るにフリツケの主張するカルテル税は云ふ迄も無

く、國民經濟に於てカルテル經濟と競争經濟が最も合理的な調和を保つ爲に、カルテル經濟領域の進出を防止せんとして採用せられるものである。従つて彼のカルテル税はカルテル經濟が過度にその領域を擴大する事を防止しようとするが、決してカルテル經濟の破壊を企てるものでは無い。かくてフリツケはカルテルの利潤獲得能力或は租税轉嫁力等租税負擔能力を示す可き基準に従つてカルテルを分類し、各々に對して夫々異つた税率を適用せんとするのである。即一方にあつてはカルテル税に依つてカルテル經濟と競争經濟の調和を保ちつゝ、他方にあつてはカルテル經濟内部に於ける相互の調整を計らうとするのである。此の場合に彼はカルテルの租税負擔能力を次に示す様な數個の基準に従つて求めてゐる。

第一にカルテル所屬企業の數と該企業の經營規模の大小。

第二にカルテル存續期間の長短。及び該カルテルに對する競争者の發生を防止する力の大小及び所屬企業

の團結力の強弱。

第三にカルテル所屬企業の生産する商品の種類——

生産物に對する需要の弾力性の強弱及び生産物需要者の階級。例へば生産物が主として國家或は公共團體に依つて需要せられるかそれとも需要者は私人か。

第四にカルテルの屬する産業部門——原料品の生産に従事するか消費財を生産するか。

かゝる基準を中心としてカルテルを分ち夫々に對して最も適當な稅率を適用せんとするのであるが、フリツケは具體的に如何なるカルテルが最も擔稅力大であり、如何なるカルテルが最も擔稅力小であるかについて次の様な例を示してゐる。

(1)消費財生産部門に於けるカルテル例へば原料品生産部門に於ける強固なカルテルと消費財配給者との間に介在するカルテルは、通常單に價格の協定と云ふ様な比較的強固でない紐帶に依つて所屬企業が結ばれてゐるに過ぎない。かゝるカルテルは團結力最も弱く利潤獲得力も租稅轉嫁力もさ程大でない。即擔稅力は最

も小である。従つて最も低い稅率を適用すべきである。

(2)消費財生産部門のカルテルである點に於ては第一類のカルテルと同じであるが、價格協定より一步進んで生産割當迄も行つてゐるカルテルは、需要に適合する能力をある程度持つてゐる。勿論此の種カルテルは生産物の性質上市場を支配し得ると云ふ程度までは至つてゐないが景氣變動に對する抵抗力は可なり大である。従つて第一類のカルテルよりは擔稅力も夫丈大である。

3)大資本を必要とする企業の結成するカルテルは比較的強力な獨占的地位を占め、ある程度の市場支配權を持つてゐる。例へば百貨店或は大生産會社の組織するカルテルの如きである。かゝるカルテルは一層擔稅力も大である。

(4)弾力性小でありしかも大量の需要に應ずべき特殊原料品(石油・電氣・石炭・加里・窒素等)を生産する企業のカルテル或は固有の配給機關を支配下に置いてゐる大

企業のカルテルは擔稅力最も大である。従つてかゝるカルテルに所屬する企業に對しては最も大なる稅率が適用せられる可きである。

かゝる分類に従つてフリツケは夫々異なる稅率を持つたカルテル税を各々に對して課税しようとするのである。然し乍ら勿論彼に依ればカルテルに關するかゝる分類は大體の原則を示すに止まり決定的なものではない。問題は常に現實の國民經濟の構造に則して解決せられなければならないのである。又カルテルを前述の如き基準に従つて分類した後に於ても、カルテル内部に於て一層詳細に各企業の擔稅力を考慮しなければならぬのである。然して夫々に適用せられる可き稅率は現實の財政需要に應じて決定せられる可きものとす。

## 五 カルテル稅案の意義

以上がフリツケのカルテル稅提案の理由とカルテル稅の構造の概略である。

フリツケの云ふ如く現在の國民經濟組織の下にあつては、幾多の事情が所得の正確な捕捉を非常に困難ならしめてゐる。特に企業に於けるコスト算定上の困難に伴つて所得は一種の擬制とさへなり、所得稅の意義は著しく減ぜられてゐるのである。かゝる事實に直面して商品の送狀を基礎として課税するフリツケのカルテル稅案は課税技術上所得稅よりも遙に效果を持つと云ふ事が出来る。のみならず取引量の極めて膨大なカルテル經濟を對象とするものであるから、豊富な收入を期待する事を許される筈である。然し乍ら彼は擔稅力の大小に應じてカルテル税を課税すべしとして、最も大なる稅率を原料品生産部門に於けるカルテルに、最も低い稅率を消費財生産部門に於けるカルテルに課してゐる。此の事は一應尤もな様に考へられるが、夫々のカルテルに屬する企業は課せられたカルテル税を消費者の方向に轉嫁せんとする筈である。もし企業のカ  
ルテル稅轉嫁の努力が成功するとすれば、商品の價格騰貴に伴つてその賣上量が減じ、一應最も大なる負擔

を被るのは消費者に對立してゐる消費財生産部門に於けるカルテル經濟である。従つて彼に於て擔稅力に應ずるカルテル稅の賦課が意圖されてゐるに拘らず反對の結果が生れる譯である。

尙フリツケはカルテル稅提案の根據として、カルテル經濟領域の過度の進出とカルテル經濟に於ける膨大な特殊利潤の成立を擧げ、かゝる事實が國民の合理的な經濟的需要の充足に反する事を示してゐる。事實ナチスの綱領に於ては國民經濟の最大の任務は國民の經濟的乃至文化的需要の充足にありとせられ、無制限に個人の手致富の集積する事は排斥せられたのである。

しかも此の爲にあらゆる産業部門に於て大中小各種企業の健全なる混在が要求せられた。(フエーダー具體的綱領第二經濟政策の原則)此の限りに於てカルテル經濟と競争經濟の合理的調和を目的とし、カルテル經濟に於ける特殊利潤の成立を排斥するフリツケのカルテル稅案はナチスの理想に合致してゐる。又ナチスの政權獲得前後を通じての異常なカルテル經濟の躍進を問題と

する場合には、彼の提案は一應の根據を持つものであつた。

然し乍ら若しカルテルの進出を阻止する事を目的とするならば、彼のカルテル稅案よりもむしろカルテルそのものに對する對策が、より直接的であり又より効果的ではなからうか。現に獨逸にあつてはカルテルの價格政策或は軍備の擴充に伴ふ物資窮乏に依る物價騰貴の對策として、ナチスはあらゆる部門に亙つて綿密な價格統制を行つてゐる。例へば一九三四年三月二十二日の工業原料及半製品取引法或は同年四月十九日の紡績部門價格騰貴防止令等を始めとして幾多の法令が價格統制乃至物價吊上防止の爲に發せられた。更に一九三六年十月に於ける第二次四ヶ年計畫の發表に際しては、國民經濟的に公正な價格の形成の爲價格形成官が任命された。又十一月には價格引上禁止令が發せられた。加ふるにカルテルそのものに關しても嚴重な監督が加へられその各種協定或は動靜が國民經濟的福祉に反する事は堅く禁止されてゐる。此等の事實はむしろ

4) A. Lampe; Verteidigung der Einkommensteuer (Finanzarchiv N. F. Bd. 2 S. 627) フリツケのカルテル稅案はランベの所得稅を中心とする稅制の提案 (A. Lampe; Reine Theorie der Finanzreform Finanzarchiv N. F. Bd. 2) に對立して提出されたものである。即ランベの所得稅案を先づ否定し (Fricke; Die Problematik der Direkten Einkommenbesteuerung.) 然る後に於て彼の稅制改革案としてカルテル稅案を提出したのである。此の兩者の論争については神

會計學に於ける財産及び資本

るフリツケのカルテル税案の必要を裏書きするかも知れないが、他面かゝる嚴重な規定の下にカルテルが有利な價格政策を行ひ従來通り膨大な特殊利潤を擧げ得るや疑はしい。従つて又かゝる事態の下に於てカルテルの特殊利潤獲得を前提とするフリツケのカルテル税案がどの程度の意義を持つかも知問題であらう。

ナチスが物價騰貴防止の爲に發した法令の主要なものとしては尙次の様なものがある。

一九三四・四・二〇 皮革部門價格騰貴防止令

一九三四・七・一九 織物原料品令

一九三四・七・三一 車金屬價格令

一九三四・一一・一七 バター價格公定に關する監理官布令

一九三四・一一・二六 古ゴム及ゴム屑の最高價格に關する

命令

一九三五・六・一 油脂取引の簡易化及低廉化に關する

命令

一九三五・三・二九 必要品價格吊上禁止に關する補充命

令